

大分県報

平成三十年

第二九六七号

三月二十日

（火曜日）

目次

規則	一
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正	一
大分県農業共済組合検査規則の一部改正	一
教育委員会規則	二
大分県立学校管理規則の一部改正	二
告示	二
口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示の一部改正	二
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	二
指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	三
介護老人保健施設の廃止	五
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	五
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	六
都市計画事業の事業計画変更認可（二件）	七
公告	七
情報公開条例運用状況	八
個人情報保護条例運用状況	九
県営土地改良事業計画の変更	一一
開発行為の完了	一一
正誤	一一
平成三十年二月六日付け大分県報第二九五五号に登載の大分県告示第七十二号（指定予定保安林）中の訂正	一一

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の共同施設事業の項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四号

大分県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

大分県農業共済組合検査規則（昭和四十三年大分県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百二十二条の四」を「第二百九条第一項から第三項」に改める。

第二条中「農業災害補償制度」を「農業保険制度」に改める。

第十二条中「行なつて」を「行つて」に改める。

第十五条第三項中「農業災害補償法第四百二十二条の五」を「農業保険法第二百十条」に改め、同条第五項中「農業災害補償法第四百二十二条の四」を「農業保険法第二百九条第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第一号様式中「農業共済組合」を「農業共済組合」に、「農業災害補償法第四百二十二条の三（第四百二十二条の二、第四百二十二条の四）」を「農業保険法第二百九条第二項（第二百九条第一項、第二百九条第三項）」に改める。
第二号様式（表面）を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

（表 面）

第 号	
身分証明書	
職氏名	年 月 日生
上記の者は、農業保険法第208条第1項から第3項までの規定による検査の事務に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	大分県知事 印
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

大分県教育委員会規則第二号

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「属する」の下に「主幹教諭、」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県教育委員会

○告 示

大分県告示第二百十七号

口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示（平成十四年大分県告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

表中

調理師試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から一月間	福祉保健部健康づくり支援課
介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から一月間	福祉保健部高齢者福祉課

「農林水産部おいたブランド推進課」を「県立農業大学校」に改める。

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業者の名 称又は氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名 称	事業所の所 在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人敷 島	日田市隈一丁 目二番三二一 号	隈診療所	日田市隈一 丁目二番三 一号	訪問リハビリ テーション・介 護予防訪問リハ ビリテーション	平二九・九・二〇

社会福祉法人長陽会	"	社会福祉法人杵築市社会福祉協議会	"	"	医療法人樹会	"	"	"
佐伯市大字長良四九五番地	"	杵築市大字猪尾九〇〇番地	"	"	白杵市大字江無田一五四番地一	"	"	"
デイサービスセンターうめの里	杵築市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター大田	杵築市社会福祉協議会介護保険センター大田	白杵病院ケアプランセンター	白杵病院デイサービスセンター	白杵病院訪問看護ステーション	湯布院事務所居宅介護支援事業所	湯布院事務所サービスセンター	由布市居宅介護挾間事業所こすもす
佐伯市宇目大字小野市井上三七五四番地一	"	杵築市大田沓掛一四〇四番地	"	"	白杵市大字江無田一五四番地一	由布市湯布院町川上二八六三番地	由布市湯布院町川上二八六三番地	由布市挾間町向原一六番地
通所介護・介護予防通所介護	訪問介護・介護予防訪問介護	"	居宅介護支援	通所介護	訪問看護・介護予防訪問看護	居宅介護支援	通所介護・介護予防通所介護	訪問介護・介護予防訪問介護
平二九・一〇・一九	"	平二九・一〇・一	"	"	"	"	"	"
医療法人平成会	有会社ケアー・ホープ	有限会社昭和看護婦家政婦紹介所	"	有限会社後藤建設	社会福祉法人友愛会	社会福祉法人紫雲福祉会	医療法人鶴玲会	
速見郡日出町一八二七番地一	東京都世田谷区砧四一七六	別府市光町一―三二	"	日田市大字西有田一二二三番地	別府市大字野田字サッショウ原一二九三番地一	日田市鶴城町一九〇八	国東市国東町田深六六五番地四	
通所介護デイサービスセンター・サンライズ	訪問介護事業所ケアー・ホープ	有限会社昭和看護婦家政婦紹介所	"	福祉用具貸与・販売事業所和光	静雲荘指定通所介護事業所	鳩友園デイサービスセンター	介護老人保健施設メダイケアまほろば苑	
速見郡日出町一八二七番地一	別府市鶴見七組―三日小田アパ―ト一F	別府市光町一―三二	"	日田市大字西有田一二二三番地	別府市大字野田字サッショウ原一二九三番地一	日田市鶴城町一八九八	国東市国東町田深六六五番地四	
介護予防通所介護	"	訪問介護・介護予防訪問介護	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	"	介護予防通所介護	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
平三〇・一・三一	平二九・一二・三二	平二九・一二・一	"	"	"	"	平二九・一一・三〇	

株式会社えん	津久見市徳浦本町二番一六号	居宅介護支援事業所えん	津久見市大字津久見一四八七―一	居宅介護支援	〃
社会福祉法人双樹会	佐伯市大字池田一六九九番地の七	楽々園指定通所介護事業所	佐伯市長島町四丁目一四番二八号	通所介護・介護予防通所介護	〃
社会福祉法人泰生会	宇佐市大字山字下坂本二一〇〇番地	泰生の里訪問入浴「パイン・ピジテ	別府市大字鶴見字中山田一〇六八番地の一	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平三〇・二・二八
〃	〃	泰生の里ヘルパーステーション「ソポルテ別府」	〃	介護予防訪問介護	〃
医療法人祐愛会	豊後大野市大野町中二七〇の一番地	介護支援センター「こだま	豊後大野市大野町田中二七〇の一番地	居宅介護支援	〃
有限会社介護サービス朋友	日田市城町一丁目三一―一九	福祉用具・朋友	日田市城町一丁目三一―一九	介護予防福祉用具貸与	〃
有限会社すいおん	竹田市大字挾田六七〇	(有)すいおん福祉用具貸与事業所	竹田市大字挾田六七〇	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平三〇・三・一
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	〃

大分県告示第二百二十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から廃止の届出があった。

平成三十年三月二十日						大分県知事 広 瀬 勝 貞					
大分県告示第二百二十号						大分県告示第二百二十号					
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。						大分県告示第二百二十号					
平成三十年三月二十日						平成三十年三月二十日					
大分県知事 広 瀬 勝 貞						大分県知事 広 瀬 勝 貞					
開設者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日	開設者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人真幸会	別府市青山町三〇五二番地五	宮崎内科医院	別府市青山町三〇五二番地五	介護療養型医療施設	平二九・一二・三一	医療法人鶴玲会	国東市国東町田深六五番地四	介護老人保健施設メダイケアまほろば苑	国東市国東町田深六六五番地四	介護老人保健施設	平二九・一一・三〇
医療法人聡明会	別府市亀川四の湯町五一―九	児玉病院	別府市亀川四の湯町五一―九	〃	平三〇・一・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

大分県告示第二百二十二号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
 平成三十年三月二十日
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年三月二十日

大分県報（告示）

平成三十年三月一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 星座オリエン

三 代表者の氏名

佐藤 紘造

四 主たる事務所の所在地

別府市大字別府字野口原三千八十八番地七十二

五 定款に記載された目的

この法人は障がい者が地域において、障がいの有無に関らず相互に交流し、楽しみ、生活していけるようにサポートするとともに、社会参加と共生社会の理念の普及を図り、障がい者に対する偏見と差別のない社会を築き障がい者が希望をもって暮らせる福祉の充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスモール大分

大分市大字宮崎字スカワ六百九十六番地一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 池 谷 幹 男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 支配人 岩 永 誠

変更後 代表取締役 池 谷 幹 男

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社ベスト電器

代表取締役 濱 田 孝

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三十三号

株式会社セリア

代表取締役 河 合 宏 光

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 法 子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠 藤 結 蔵

愛知県春日井市宮町一丁目一番地一

株式会社セリア

代表取締役 河 合 映 治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 慎 介

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

株式会社ゲオホールディングス

代表取締役 遠 藤 結 蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

株式会社ハイコム

代表取締役 甲 斐 達 也

熊本県菊池郡菊陽町光の森二丁目三番地一

株式会社ファンメディカル

代表取締役 脇田 稔 夫

佐伯市大字長谷九千六百八十二番地の十五

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成三十年二月二十三日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 平成二十八年一月三十一日 (株式会社ベスト電器退店)

(2) 平成二十六年六月二十四日 (株式会社セリア代表者交代)

(3) 平成二十七年四月十日 (株式会社ホリデイズ代表者交代)

(4) 平成二十五年七月十九日 (株式会社ゲオホールディングス本社移転)

(5) 平成二十八年十二月三日 (株式会社ハイコム入店)

(6) 平成二十八年十二月三日 (株式会社ファンメディカル入店)

二 届出年月日

平成三十年二月二十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年三月二十日から同年七月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年七月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称
佐伯市

二 都市計画事業の種類及び名称
佐伯都市計画下水道事業

佐伯市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十一年十月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

変更後 昭和五十一年十月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

平成二十七年三月二十日大分県告示第百八十二号からアに掲げる区域を削り、当該事業地にイに掲げる区域を加え、当該地域のうちウに掲げる地内において事業地を変更する。

ア 佐伯市大字鶴望字山口、字新開、字西正田、字塚田、字宮田、字草河内、字キサ

ギ、字赤迫、字深町、字内ノ田、字竿田、字松崎、字白方楠本、字寺田、字塚崎及び

字平田の全部並びに字野口、字峠、字戸ノ内、字柳迫、字中ノ原、字八ヶ迫、字高

谷、字年ノ神、字フジ丸、字平奥、字藤末、字南河内、字高畑ヶ、字竹ヶ迫、字山

入、字迫及び字坂山の各一部の区域

イ 佐伯市鶴谷町一丁目の一部の区域

ウ 佐伯市大字鶴望字白濁、字八反田、字楠本、字中津間、字浅総田、字無田、字宮ノ

沖、字宮ノ下及び字勝尾の一部の区域

2 使用の部分

変更なし

大分県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十日

一 施行者の名称

国東市

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年三月二十日

大分県報(告示)

七

二 都市計画事業の種類及び名称
 国東都市計画下水道事業
 国東市公共下水道

三 事業施行期間
 変更前 平成五年四月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで
 変更後 平成五年四月二十三日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地
 1 収用の部分
 変更なし
 2 使用の部分
 変更なし

○公 告

大分県情報公開条例(平成十二年大分県条例第四十七号)第三十三条の規定により、平成二十八年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	九、六三二	三三九
地区情報コーナー	七〇五	二八二
合 計	一〇、三三七	六二一

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
四〇九	法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

処 理 内 訳	
(単位 件)	

処理件数	公開	一部公開	非公開	存否応答拒否	公文書不存在	適用除外	取下げ
四、〇二五	一、五六六	二、一六〇	一九	三	一九七	五九	二二

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処理件数
知 事 会 事	二、二二六
議 会 会 事	一四〇
教 育 委 員 会	九〇一
公 安 委 員 会	二
警 察 本 部 長 会	五六〇
選 挙 管 理 委 員 会	一八五
監 査 委 員 会	四
人 事 委 員 会	一
労 働 委 員 会	〇
収 用 委 員 会	〇
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	〇
公 営 企 業 管 理 者	一
病 院 事 業 管 理 者	五
公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇
大 分 県 住 宅 供 給 公 社	〇
大 分 県 土 地 開 発 公 社	〇
合 計	四、〇二五

3 苦情の申出の状況

申 出 件 数	備 考
〇	

4 不服申立て又は審査請求の状況

申 出 件 数	備 考
〇	

区分	件数	備考
不服申立て又は審査請求の件数	三	前年度からの継続二件
処理件数	二	棄却一件、一部認容一件

※ 前年度からの継続二件は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行前にされた処分に係るものである。

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区分	処理件数
情報センター	一、三二五
地区情報コーナー	四三〇
警察本部窓口	一
合計	一、七四五

2 行政資料

区分	閲覧	資料提供	貸出し	写し交付
情報センター	三、九三二	一、七三二	一五三	一、五九〇
地区情報コーナー	八	一	一	五六三
警察本部窓口	一	一	一	一六
合計	三、九三九	一、七三二	一五三	二、一六九

（単位 件）

3 その他

区分	インターネット情報	映像情報
情報センター	一五八	〇

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、平成二十八年年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十日

一 個人情報の開示請求の状況

大分県知事 広瀬 勝 貞

平成三十年三月二十日

1 書面による開示請求の件数及び処理状況

（単位 件）

請求件数	処理内訳		
	開示	一部開示	不開示
一五〇	八〇	一三七	一
			不存在
			適用除外
			取下げ
			四
			一
			一

※ 請求のあった一事案を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。

開示請求件数の実施機関別内訳

区分	請求件数
知事	一七
議会	〇
教育委員会	六八
公安委員会	一
警察本部	五六
選挙管理委員会	〇
監査委員会	〇
人事委員会	八
労働委員会	〇
収用委員会	〇
海区漁業調整委員会	〇
内水面漁場管理委員会	〇
公営企業管理者	〇
病院事業管理者	〇
公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇
合計	一五〇

2 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

区分	試験等の名称	件数
知事	職員採用選考	二
	准看護師試験	三

大分県報（公告）

九

請求 件数	○	訂正	処理 内訳

三 個人情報利用停止等請求の状況

請求 件数	○	利用停止等	処理 内訳

四 苦情の申出の状況

申出 件数	○	備考
----------	---	----

五 不服申立ての状況

区分	件数	備考
不服申立て件数	九	前年度からの継続八件
処理件数	九	棄却八件、一部認容一件

※ 全て行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行前にされた処分に係るものである。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営大南野津地区広域営農団地農道整備事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広瀬 貞

公告する書類の名称	公告期間	公告場所
変更後の県営大南野津地区広域営農団地農道整備事業計画の概要	平三〇・三・二〇から 平三〇・三・二六まで	大分市役所 臼杵市役所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年三月二十日

大分県知事 広瀬 貞

- 開発区域に含まれる地域の名称
由布市挾間町北方字下角八番二ほか十筆及び九十八番三の一部並びに九十六番一ほか四筆の各地先水路並びに百一番地先里道
- 開発区域の面積
五千四百六十五・二五平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
- 完了検査年月日
平成三十年二月二十八日

○正 誤

平成三十年二月六日付け大分県報第二九五五号に登載の大分県告示第七十二号（指定予定保安林）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
四	上	左から六	(一) 次の森林については、主伐は択抜による。	(一) 主伐は、択抜による。